

原子力事故再発防止顧問会議（第3回）議事録

日時：平成23年11月22日（火）13:00～15:00

場所：合同庁舎4号館共用108会議室

議題：

（1）原子力事故再発防止顧問会議提言骨子について

（2）その他

出席者：

松浦祥次郎	公益財団法人原子力安全研究協会評議員会長（座長）
飯田哲也	NPO法人環境エネルギー政策研究所所長（委員）
飯塚悦功	東京大学大学院工学系研究科特任教授（委員）
井川陽次郎	読売新聞東京本社論説委員（委員）
川勝平太	静岡県知事（委員）
北村正晴	東北大学名誉教授（委員）
首藤由紀	株式会社社会安全研究所代表取締役所長（委員）
鈴木基之	東京大学名誉教授（委員）
住田裕子	エビス法律事務所弁護士（委員）
関村直人	東京大学大学院工学系研究科教授（委員）
高橋滋	一橋大学大学院法学研究科教授（委員）
細野豪志	原発事故の収束及び再発防止担当大臣
中塚一宏	内閣府副大臣
園田康博	内閣府大臣政務官
森本英香	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室室長
荻野徹	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室副室長
櫻田道夫	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室副室長
坪井裕	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室副室長

<開会>

森本室長

それでは、時間になりましたので、会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は11人の委員の方全員に御参加いただく予定になっておりますけれども、高橋先生が少し遅られるということがございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、開催に当たりまして細野大臣よりごあいさつ申し上げます。

細野大臣

顧問の先生方にはお忙しい中、今日も顧問会議にお運びいただきまして、ありがとうございます。

今日で3回目ということで、皆さんにさまざまな御意見をいただく中で徐々に法律の準備が今、進んでいるという状況でございます。

私は、国会でもたびたび原子力安全庁の問題については質問を受ける機会が出てきておりまして、国民の皆さんの中でもこの問題に対する関心が非常に高まっているということを感じております。また、昨日は知事会の皆さんがお集まりでございましたけれども、知事の皆さんの意見のかなりの部分は原子力安全についての御意見でございました。

この原子力安全規制の考え方を根本的にしっかりと変えて厳格な規制を導入しなければ、原子力行政そのものの信頼を取り戻すことは、もう絶対にできないだろうと思っております。その意味では、こうした法律の準備の作業は非常に大事な時期を迎えておりますので、今日も活発な御意見を是非、ちょうだいをしたいと思っております。

また、与党・民主党におきましては「原発事故収束対策PT」がこの間ずっと行われてまいりまして、その中で「原子力安全庁のあり方検討小委員会」が設置をされまして、そこでも既に幅広い検討が開始されております。今日は、その座長を務めておられる川内博史議員が来られておりますけれども、そうした形で、国会だけではなくて政府・与党を含めた検討が始まっているということを皆さんに御紹介申し上げたいと思っております。

今日は座長をお務めになっている松浦先生から、この顧問会議としての原子力安全庁についての提案のたたき台をお示しいただくと聞いております。時期はかなり迫ってはきておりますけれども、最大限皆さんの御意見を受け止めさせていただいて、そして、変更しなければならない部分があれば、それには対応させていただきたいと思ひますし、何よりもレベルの高い原子力安全規制の官庁をつくっていきたいと思っておりますので、是非、今日はそういった意味で活発な御議論をいただけますようお願いを申し上げます。

私は、大変恐縮なのですけれども、30分少しで失礼しなければなりません、まずは今日の御議論もしっかりと受けさせていただいて、最終的におつくりいただいたものについては、しっかりと反映する方向で努力をさせていただきますので、そのことをお約束申し上げて、ごあいさつに代えさせていただきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

森本室長

どうもありがとうございました。川内先生もありがとうございました。

それでは、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りをここまでとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(報道関係者退室)

森本室長

それでは、これからの議事進行は松浦座長にお願ひ申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

松浦座長

それでは、会議に入りますが、議題に入ります前に事務局から資料の確認をお願ひいたします。

坪井副室長

それでは、資料を確認させていただきます。

議事次第、座席表、委員名簿がございます。それに続きまして、資料1の提言骨子案がございます。この資料は松浦座長の試案ということで、これまでの議論を踏まえて座長にとりまとめをいただいたものでございます。この後ろに、ほかの委員の方々に御提出をいただいた意見を添付しております。順番に飯田委員の御提出資料、北村委員の御提出資料、鈴木委員の御提出資料、高橋委員の御提出資料がございます。

参考資料は1～7までございます。参考資料1は、前回の会議の議事録でございますが、これは既にホームページにおいて公表されている資料でございますので、委員のみの参考配付とさせていただきます。参考資料7はホームページを通して現時点までにいただいた御意見をとりまとめたものでございます。また、参考資料7の後ろでございますが、委員のみに限って配付させていただいておりますけれども、飯田委員から御提供いただきました参考資料という形で配付をさせていただいているものでございます。

資料は以上でございます。

松浦座長

ありがとうございました。

委員の方々、それぞれお手元に配られているものに異常はございませんでしょうか。

<議題1：原子力事故再発防止顧問会議提言骨子について>

松浦座長

それでは、議論に入ります前に参考資料の説明を簡潔にやっていただきたいと思います。お願いいたします。

荻野副室長

それでは、前回の会議で事務局への宿題として御下命がありました点につきまして資料でまとめておりますので、簡単に御説明を申し上げます。参考資料2以下でございます。

参考資料2は原子力安全庁の所掌事務でございますが、資料の1.として、原子力安全庁は、①発電用原子炉の規制とともに、試験研究炉の規制を一元化して担う。そして、事業者の継続的な安全向上を促す実効的な規制を行うというものであります。原子炉に関する規制の一元化が1つ目であります。

2つ目の役割が、①原子力事故発生時の危機管理の中心となるとともに、平時から緊急時に備えた体制を整備するというものでございます。

資料の大きく分けた2.が更に新たに加える業務でございます。①が核テロなどの核セキュリティ確保のための事業者の監督、治安機関との連携といったものでございます。そして、原子力委員会が所掌しておりました核セキュリティに係る政策調整機能なども担うものでございます。

②は環境モニタリングでございます。従来必ずしも政府のどこという責任がはっきりしなかったものでございますけれども、こういったものについての司令塔機能を担うものでございます。

③も、これも従前は特にはっきりここということはございませんでしたが、今後発生するもろもろの原子力災害に係る事故についての調査・検証についての業務を原子力安全審議会に担わせるといったものでございます。

その他、④広く原子力の安全の確保のための業務を推進するというものでございます。

主な業務は以上でございます。

おめくりいただきまして、参考資料3でございます。これは原子力安全規制体制の過去の経緯につきまして、とりわけ原子力安全委員会設置時、原子力安全・保安院設置時においてどのような考え方でそれぞれそのような選択がなされたか、もう少し背景にさかのぼってという御指示でございました。

参考資料3の1. であります、原子力安全委員会設立時でございますけれども、これは有沢行政懇として有名であります、「原子力行政懇談会」での有識者の議論がこのときの制度改正のベースとなっております。その引用を書いておりますが、そこに下線を引いておりますように、その当時の認識として、基本的な安全審査から運転管理に至る一連の規制行政に一貫性が欠けているので、安全規制行政の一貫化を図るように進めるべきだということでありました。

そうしますと、安全規制はそれぞれの行政庁が一貫して責任を持って実施するが、それぞれの行政庁が開発促進という責任も有していることから、不信感が生ずるおそれがある。そこで行政庁の行う国民の健康、安全を守るという観点から原子力安全委員会を新設せよということで、ここがダブルチェックをする。こういう考え方がこの当時の考え方でございます。

続きまして、2ページ、原子力安全・保安院設立時の議論でございます。これは全体として大きな中央省庁全体の改革の一環として行われたわけでございますが、2番目のマルにありますように、エネルギー政策を責任を持って遂行するため、資源エネルギー庁において原子力を含むエネルギー政策を一体的に担うこととされました。

3つ目のマルで、その際、規制行政と振興行政について組織上明確な分離を図る観点から、独立の機関として、資源エネルギー庁の下に、「特別の機関」という組織類型があるのですが、そういう「特別の機関」として原子力安全・保安院が設置されるということが、まず、この改革として決まりました。

改革案が決まり、それが現実のものとなるその間の時期、平成11年に、JCOの臨界事故がございました。その際の臨界事故についての調査委員会報告がございまして、そこで安全規制体制の在り方について検討され報告がされているところでございます。これも四角の中で引用しております。これは平成11年12月の時点でございますけれども、平成13年1月の省庁再編時に原子力安全委員会の内閣府への移行と経済産業省の原子力安全・保安院の新設により、新たな安全規制体制が整うことになっておりました。今回の事故を踏まえて、米国NRCのような行政委員会のもとの安全確保体制の完全な一元化や、規制と推進の完全な分離という根本的な変革を求める声も強かったとあります。それは十分踏まえる必要があるが、その上で、この時点では平成13年に予定されている新たな安全規制体制の構築に向けて当面の課題が的確に実施され、国民が期待する安全確保の実効性が得られることが極めて重要であるということで、平成13年に予定されている新たな組織体制に期待をするという趣旨がここで述べられているというものでございます。これがその当時の経緯でございます。

経緯は以上でございます。

3つ目は参考資料4でございますが、海外の原子力安全規制について既に資料を提出しておりますけれども、その後新たに動きはないかというご下問でございます。

1つありましたのは、前回は松浦座長からも御紹介がありました韓国における原子力安全委員会の設置でございます。1枚目の「経緯」にありますように、同種の法案は2009年当時からいろいろな党から出ていたようでございますが、具体的な動きとしましては、今年3.11の事故の後、急ピッチで立法が進んだということであろうと思います。

その中身は2ページ目になりますが、1つは「(5) 関係行政体制の改組」とありますけれども、もともと韓国においては、原子力につきましては利用と規制を一体として教育科学技術部、日本の文科省に相当する役所かと思いますが、そこで担っていて、そこに原子力安全委員会が置かれていたわけですが、それを大統領直属の原子力安全委員会に組織替えをする、これが1つでございます。そのようにして、利用と規制を完全に分離するということでございます。

2番目に、今までは「原子力委員会」が国務総理、いわば総理大臣ですが、その下に置かれておりましたけれども、それを「原子力振興委員会」と名前を変えるということで利用と規制、振興と安全規制を分離するということであろうかと思っております。

(6) が個別の具体的な法律でございますけれども、①にありますように「原子力法」が今までありまして、利用と安全管理を両方規定していたわけですが、これを分離して、「原子力法」自体は「原子力振興法」にする。他方、それとは別に②にありますように「原子力安全法」を制定するといった形で、いわゆる作用法のレベルでも振興・利用と、安全規制を分離するといった改正が行われたということでございます。

以上が大きな制度改正を伴うものでございます。

3ページ目に英国の例が出ております。これは数年前から検討されていて、今年の2月に行われたというものでございます。これは、まだ移行過程のものでございますが、現在、原子力安全規制について保健安全執行部で行っているわけでございますけれども、その中から原子力規制局をいずれ独立させようということで、現在は法令に基づかない暫定的な組織として内部組織で置いているが、2～3年かけて法令に基づく独立した組織にするというものです。日本と英国とでは非常に行政制度が異なりますので、なかなか比べられませんけれども、担当者によりますと、独立したカンパニーという言い方をしておりますが、日本の行政制度でどう訳すかというのはなかなか難しいものでございますが、委員会とかそういうものではなくて、そういう新しい組織をつくるという作業の過程であるということでございます。これは必ずしも3.11を受けた対応ということではなくて、それ以前から計画されていたものと承知をしております。

以上でございます。

櫻田副室長

続きまして、参考資料5について御説明いたします。この資料は、前回のこの会議でオフサイトセンターあるいはそこで働く検査官がどんな業務を平時やっているのかということについて、つまびらかにせよという御要請があったところ、まとめてみたということでございます。

実態については2ページ以降に書いてございますが、その前に、私ども事務局といたしましても原子力保安検査官の事務所、オフサイトセンターあるいはそこで働く職員の業務の在り方についてさまざまな課題があるということを認識してございまして、この会議においてもいろいろ指摘をいただいているということかと思っておりますが、まず、最初に5点にまとめてみております。

1つ目は、検査業務が形骸化していて安全に関する肝心なところが抜けているのではないかと。2つ目は、検査官がサイトの中で必要な情報にアクセスできることが重要なのではないかと。3つ目は、オフサイトセンターという機能が緊急時の拠点として実質的にちゃんと機能するということが可能になるように、平時からセンターの位置、代替施設あるいは資機材の整備、こういったことを含めてオフサイトセンターの在り方自身を検討すべきではないかと。4つ目は、その上で平時から訓練あるいは自治体との協力・信頼関係の構築といった形で地元の自治体と連携した体制の強化が重要ではないかと。5つ目に、こういったことをやる職員、人材の確保、知識・能力の向上、こういったことを進めていくための取組みが重要ではないかと。

こういうことでまとめておまして、矢印の下でございますけれども、どういうことをやるべきかということについて、2つ書いてございます。

1つ目は、規制の質の向上と検査官の質の向上、こういったものを進めていく上での必要な研究や研修の体制の充実です。この3つを三位一体の形で進めていくということが最も重要な課題ではないかと考えているということが1点目です。2つ目に、繰り返しになりますが、オフサイトセンターの機能の向上や周辺の自治体を含めた地元の皆様との連携・協力体制の強化が重要という点です。こういうことを考えているところでございます。

御指摘のありましたファクトについては、2ページ目以降に書いてございます。

まず、原子力保安検査官事務所というものがございましてということから説明しておりますが、これが全国の原子力事業所の検査を行う検査官の事務所として、現在、全国に21か所設置されております。

それから、オフサイトセンターとは何かというと、これは緊急事態が発生したときの対策の拠点として、全国の原子力事業所の周辺に20か所設置されてございまして、通常は保安検査官事務所に併設されている形になってございます。20と21で1つ数字が違うのは、福島第一と第二については、この2つをまとめて1つのオフサイトセンターを設置しています。ここで数の違いが表れているということでございます。

なお、原子力事業所間の距離別に整理した表を下に書いてございまして、現状の制度では原子力事業所から20km未満の場所に設置するというのが要件になってございまして、こういう位置関係で設置されているという状態でございます。

3ページ目以降に原子力保安検査官の業務あるいは資格要件、研修の概要を整理してございまして、時間の都合もございまして、業務についてのみ御説明いたします。3ページ目の上半分ぐらいのところは平常時と緊急時の業務について書いてございます。

特に御指摘がありましたのは平常時の業務かと思いますが、保安検査官は、その名のとおり、法律に基づきます保安規定の遵守状況の検査、保安検査と言っておりますが、これを行う検査官として配備されてございます。これは四半期ごとに1回、年に4回の保安検査と、起動や停止といった重要な原子炉施設の操作をする際に保安規定の遵守状況を検査するというようになってございまして、これをやるというのがまず第一の仕事でございます。

その保安検査以外のときには何をしているかというのが2つ目のポツでございまして、毎日と書いてございまして、検査ではなくて調査という形になります。保安調査という形で原子炉施設の巡視、あるいはヒアリング、記録の確認、こういったことを随時行って、保安検査のときに検査の重点を置くべき項目の洗い出しに必要な情報を収集して、また、そこで発見されたことがよ

ろしくないかどうかということもチェックをしながら、毎日確認をしているということでございます。

その他、定例試験の立会いのようなことをやっているというのが平時の業務でございます。

実は、保安検査官事務所あるいはオフサイトセンターにいる職員は保安検査官だけではなくて、4ページ目の下半分ぐらいのところからございますが、原子力防災専門官という職種の間も配置してございます。こちらはむしろ、平常時の業務も書いてございますが、原子力防災という形の仕事の位置づけでございます。

実は、この防災専門官は、原子力保安検査官と別の人ということではなくて、その2つを兼務している職員が配備されている、こういう形になっているということでございます。

時間の都合もございますので、資料の御紹介はこの件については以上とさせていただきます。

もう一つ、参考資料6について御説明をいたしたいと思えます。こちらは原子力安全研究の予算についても報告せよという御要請があったことを、まとめた資料でございます。

原子力安全行政を一元化すると、各省で行っていた安全研究も原子力安全庁がまとめて行うということかなと考えてございまして、現在、平成24年度の概算要求の調整と申しますか、折衝を財務省と行っているところでございます。2. にございますように2つのものをまとめておきまして、1つは各府省、経済産業省とか文部科学省とか、今、この業務を行っている各府省が概算要求をして安全庁設置後に移管されると整理されるものが約130億円、要求ベースの金額でございますが、1つでございます。

それに加えまして、新しい制度の見直しといったことも踏まえつつ、新組織の研究推進機能を強化するという観点で追加的に約30億円の要求も行って、総計で約160億円という形の要求を今、行っているところでございます。簡単なものでございますが、2ページに23年度の当初予算と24年度の概算要求を併記した形で5つの事業項目に従って整理をさせていただいてございます。

1ページ目に戻っていただき、3. でございますけれども、原子力安全庁において、最初申し上げたように原子力安全の必要な研究については全体的に俯瞰して、関係機関と連携して進めていく必要があると思っております。括弧の中でございますが、これまで原子力安全委員会が「重点安全研究計画」という形でこういった計画を策定してきてございましたけれども、この機能も新しい組織に継承するということが必要なのではないかと考えている次第でございます。

事務局からの参考資料の説明は以上でございます。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、今の参考資料の御説明に関しまして何か確認的な御質問等ございましたら、いただきたいと思えます。内容的なことにつきましては、後ほど議論させていただく提言骨子(案)の中で恐らく関連するようなことについての御議論はいただけると思えます。内容的なものは後ほどということで、確認的な点について御質問がありましたら、お願いします。

飯田委員、どうぞ。

飯田委員

どうもありがとうございます。

確認と言いつつ、多少内容には踏み込む必要があるかと思うのですが、1点目は、参考資料3のこれまでの経緯は非常に興味深く拝見させていただいて、とりわけ裏側のJC0の臨界事故の後、一番下に書いてある「国民が期待する安全確保の実効が得られることが、極めて重要である」と今回の結論にも重なるようなことがあって、今回も顧問会議の答申で同じようなことを書くことになると思うのですが、やはりこういうふうに書いて結局できなかったということを、これは自分自身の確認も含めて、もう一段掘り下げる必要がある。往々にして、政府でつくられる文書というのはいいことが書いてあるのですが、実行されないということがかなりあるのではないかと思います。

これは確認ですが、参考資料4で韓国の原子力安全組織の機能の中に原子力損害賠償制度の運用というのが下から2番目に入っているわけで、後でまた顧問会議の答申の議論と私の資料の中で今後、安全行政を統一していく中でここをどう扱うのかというところを議論させていただきたいということで、リマークだけです。

参考資料5の「原子力保安検査官事務所の業務について」ということで、ここは若干腑に落ちないというか、このところは本来もうちょっと緻密に、今日ということではないのですが、この先、時間をかけてきちんとやらないといけないと思います。

1ページ目に5つ〇が書いてあって疑問が提示されているわけですが、この中で例えば1つ目の「検査業務が形骸化しており、無駄な官僚主義」云々、これはまさに文字どおりの確な指摘なのですが、これを受けた下側の、規制の質の向上、検査官の処遇及び質の向上、三位一体でしっかりと取り組んでいく、これはこのまま一対一では全く回答になっていないのではないかと思います。こういった指摘に対して現実は何が原因であったのか、その原因を取り除くためにはどうすべきなのかという、もう一段も二段も掘り崩さない、やはり福島を繰り返す教訓になるのではないかと思いますので、こういうファジーな、あいまいな回答だけでは恐らく済まないのではないかと思います。

あとは長くなるのでやめますが、検査官の仕事、防災専門官の仕事の在り方も、私も少し見学させていただいたところがあるのですが、普段が非常に膨大なルーチンワークなものですから、そのルーチンワークの中に埋もれてしまって、緊張感を失ったり、いざというときに全く混乱してしまったという事実があるということはどうすれば食い止められるのかというのは相当真剣に知恵を尽くす必要があるのかなと思っております。

最後の参考資料6なのですが、これが今、どこの予算から切り取られてここに持ってこられているのかということをお伺いしたいということと、これも後段の議論に重なると思うのですが、既存のとりわけ文科省において行われていた膨大な原子力研究を、要はそのままにして上乗せではなくて、先日も行政仕分けがあったところですが、国家財政もこれだけ逼迫しているわけですから、既存の原子力予算に切り込んで、それをこちらの安全研究に切り割っていくということをしっかりと考えていく必要があるのではないかと思います。1つあります。

それから、放射線安全に関してはこの中に入っていないというのは非常に不思議な話で、今、国民の最大の関心事は低レベルの内部被曝は果たしてどこまで心配なのかということ。これは議論が多岐に分かれているところもあって、まさに研究のフロントラインであり、同時に、場合によっては治療も必要であり、調査も必要なものなので、そういったところもちゃんと射程に入れる必要があるのではないかと思います。

以上です。

松浦座長

ありがとうございます。

今をお伺いしますと、御質問というよりむしろ確認事項あるいは御意見に類することだと思いますので、ここでは特に私から事務局に御説明は求めずに、後で議論の中で改めてそういう問題が特に議論の対象になったときには皆さんに議論していただきたいと思います。ほかには特によろしゅうございますか。

井川委員、どうぞ。

井川委員

2点お伺いしたくて、1点はこの中に入らない資料についてなのですが、官邸の細野大臣の顔が移っているホームページを見ると、安全庁の職員募集を今、やっておって、今後、人材確保の話があるものですから、応募はどのくらいあって人気があるのか、それとも閑古鳥が鳴いているのか、応募状況とか問い合わせ状況がもしわかれば、お伺いできればなということが1点です。

それと参考資料4の最後の英国についてお伺いしたいのは、先日、ストレステスト等で海外の方がいろいろ日本にお見えになっていて、イギリスの規制当局の方が最近、改革をいろいろやっている中で、公務員の給料は全体としてはイギリスも財政難で減らしているところを、規制当局だけは給料を上げるという議論をしておるといことらしく、そこら辺はどうなのかということだと思います。人材についてある程度、原子力というものについて、しっかりやっていただくということについて英国でどう取り組まれているのかというのは、参考にすべきデータの1つではなかろうかと思います。先日、申し上げたとおり、アメリカも一般の公務員よりも、いろいろ御意見はあるでしょうけれども、原子力の規制当局の人については一定の給料の上乗せみたいなことをしているということがあるようですので、英国についてもどういう議論かというのがもしわかれば、教えていただければと思います。

以上です。

松浦座長

今の御質問に、すぐ簡潔にお答えできますか。

櫻田副室長

まず、職員募集の状況でございますけれども、現在、募集期間中ということで問い合わせが幾つかありますが、まだ応募に至っているものはないということでございます。12月の半ばまで募集をしてございますので、応募があるということを期待して待っている状況でございます。

荻野副室長

英国につきましてですが、向こうの担当者から若干、聞き取りをしている範囲内で、給料の額はどうなるかわかりませんが、今回の改革の重要な目的の1つに賃金支払いと雇用の上での柔軟性を得ることがあると聞いております。

坪井副室長

ちょうど私もイギリスから来た方とお会いできて、お話を聞いたところ、2～3年かけてできた新しい組織のもとでは、収入が検査料で直接得られることになっており、その中でこの組織の職員の給料は組織として自在に決められるようになるということです。これは組織の改革目標の1つになっているということでございます。

松浦座長

では、本件については以上にさせていただきたいと思います。ほかにはよろしゅうございますか。

それでは、参考資料についての説明と御質問は以上にさせていただきまして、本日の会議の主題であります提言骨子（案）の御議論に移っていただきたいと思います。

この資料1に座長試案という形で「原子力事故再発防止顧問会議提言骨子（案）」をお出ししております。これは1回、2回の際にいろいろ御議論いただきまして、2回目のときに提言をまとめていくについて、かくかくしかじかのような方向でまとめていきたいと思っておりますということで、およその御同意を得たと思っております。しかし、とにもかくにもここで御議論いただくための、たたき台を用意しないといけないと思っておりますので、座長試案という形でまとめさせていただいたわけでございます。

座長試案と書きますと、本来なら私が全部書き下して、皆さん方に御提示するというのが在るべき姿でありますけれども、時間的にもあるいは能力的にもなかなかそういうわけにはいきませんので、少なくともこういう形でまとめてはどうかという、まとめる方向性あるいは重点の置き方について私から申し上げて、作業を進めていただいた段階で私と2度ほど打合せをさせていただいて、本日の御提案するものに仕上げたわけでございます。

これの中身に関しましては、既に皆さん方に事前にメール等でお配りしてありますので、ここで項目ごとに御説明するということは省かせていただきたいと思っておりますけれども、これをまとめるに当たりまして、特に私が重点としてこのような視点でまとめていきたいと事務局に申し上げた点につきましては、1つは、今回のこういう体制の変更あるいは原子力事故再発防止ということで、こういう顧問会議がつくられて議論していただいている点につきましては、やはり過酷事故をいかに防ぐか、万全の備えをしていたとしても起こった過酷事故に対してどう対応するか、それが新しい規制体系をつくる上では一番重要であるということです。だから、そこにとにかくかなり重点が置かれるようなものという、それが1つの重点の置き方です。

もう一つは、こういう事故が起こって、いろいろ規制をどうするかというときには必ず規制強化というのが視点として出てくるわけでありまして。しかしながら、過去のいろいろな例を見ますと、先ほど飯田委員からも御指摘がありました、なかなか規制強化というのを試みても、それが本当の意味の実効的な強化につながらないことが多く、往々にして形式的な些細なものになってしまうという可能性があります。したがって、今回の規制強化については、どこまでも安全確保の実効性を高めるという視点からの考え方をより強く申し上げるようしておきたいということでありまして。

そして、まとめていくための言わば形式的な問題としましては、まず、今までいただいた意見が可能な限りこの提言の中に入りたいということです。それから、一体どこにどういふふうに入ったかというのがわかるようにするという点で、実は提言書の書き方が1～5と、それぞれ重点とするのを项目的に、言わばセクションとしてまとめております。そのセクション

の中の書き方としては、黒点で短い文章が書いてあります。これは、いろいろいただきました意見をその表現と言いますか、文章をかなり簡潔なものにして、1つのフレーズの中に1つのまとまった意味がちゃんと含まれる形で提言書をまとめていく。そういうことで今後の議論についても議論の効率性を高めるといふか、議論が明確になるようにという意味でまとめる、そういうふうに作業を進めさせていただいたわけでございます。

なお、これをまとめ上がった後で私が更に読んで感想といいますか、今後、是非、これは事務局というよりむしろ政府にお願いしたいのは、こういうふうにまとめたときに、今回で出す意見が可能な限り法律案の中に実現されることが望ましいわけでありまして。けれども、実際の行政機構をつくるという点から言いますと、ここで言わばある意味でかくあるべしという理想的な視点からまとめられたものが、実際に行政を運営していく場合に本当に効果的といいますか、実効性を高めるといふ点で合理的かどうかということについては、むしろ専門家である行政当局にきちんと省益を超えた形で議論を進めていただいて、最終的にまとめにさせていただきたい。そういうふうに思っているわけございまして、そのことは特に文章として入っているわけではないですけれども、意識としてはそう思ったということでもあります。

それが最初に申し上げたい、私が試案をまとめる上において重要だと考えたところございまして、あとは既に読んでいただいておりますので、順次、御意見をいただいて、そして、その御意見に従ってこの試案をもう一度、たたき直して最終案と進めていくといたしたいと思うわけでございます。

御意見をいただく順序でございますが、今まで大体あいうえお順でやっていたのですが、いつも、あいうえお順ではどうかと思いますので、公正ということでもないですけども、今日は逆順で御意見をいただきたいと思うわけでございます。だから、真ん中ぐらいの順番の方はいつも同じようなものでございますけれども、それはそういうものとお考えいただいて、今日はしたがって本来なら高橋委員からなのですが、高橋委員はちょっと遅れになるということですので、関村委員から順番に時計回りに御意見をいただきたいと思います。

なお、既に御意見を出していただいている委員の方もおられますので、それぞれの御説明の中にそれを入れていただければありがたいかと思っております。

それから、これは甚だ申し上げにくいのですが、全体として意見をいただきたいと思っておりますので、それぞれの委員の方の意見を述べていただく時間は数分、できれば5分かその程度で進めていただければありがたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、関村委員からお願いいたします。

関村委員

ありがとうございます。関村でございます。

資料1にあります座長試案につきましてあらかじめ読ませていただきましたので、意見を幾つか申し上げたいと思っております。大きく分けまして3点あると考えております。

まず1点目は、今回の事故をどのように受け止めているのかとの観点です。これにつきましては、松浦座長試案の冒頭でもシビアアクシデントに関する視点が提示されています。これは非常に重要な点であろうかと思っておりますが、しかしながら、原子力事故を再発することがないようにという観点に加えて、今後の安全規制を行っていく上で今回の事故をどのように見るべきかとの視点を、この顧問会議の見識として示していくべきであろうと考えます。

前回は資料等で申し上げたところなのですが、まず、原子力発電所というプラントでの事故という視点に加え、原子力発電所は非常に多くの機器があって、システム全体としての役割がある。さらに経済的にも、あるいは当然のことながら環境にも、人々の社会、暮らしに対しても、これほど影響を与えるものであって、福島県のみならず日本全体、更に世界全体に影響を及ぼすものである。そのような観点から、巨大複雑系社会経済システムというべきものに事故が起こった、このような認識を明示的に打ち出すべきであろうと考えます。

これにつきましては、飯田委員からも先ほどお話がありましたように、規制の対象がどうなっていくべきか、この基本認識にもつながると考えておりますので、「はじめに」という部分での顧問会議としての認識をもう少し幅広くとらえ、かつ今、松浦座長からお話のあったシビアアクシデントという点というのは当然のことながら含めていく、このような改訂を是非、お願いできればと思っております。

それとつながりますが、2番目の点は安全に対する考え方でございます。資料1ですと、幾つか同様な記述があるのですが、シビアアクシデントを起こさないようにという観点に加えて、例えばリスクを評価するというにとどまっているような表現が幾つか見られます。

リスクを評価するということをどのように原子力安全の向上につなげていくか、そのアクションをしっかりと事業者に求め、それを確認し促すような安全規制というものがなされるべきです。それは一定の水準のリスクよりも下であればいいというものではなくて、リスクの指標を使いながらどの点を具体的に安全性を高めるために優先的に進めていくべきか、これを事業者に求めるという観点に加えて、更に安全規制の立場から、これを明示的に国民にも示していく。これらの両面があると思っております。

そのような意味で、安全性をリスクの考え方も当然含めながら、継続的に向上させていく、こういうことを全体としての安全規制の目的の中に明示していくことが必要であろうと思っております。

3番目が国際性と人材の観点でございます。国際性が必要であるというところを、この福島の事故を起こした日本としてどのように考えるかという点で、論点の整理をもう少し進める必要があるかと思っております。我が国がどのような安全規制を今後進めるべきか、更に、そのためにはどのような事象を我々は定量的に評価するべきか、こういうことも含めて発信をしていく。これについては非常に重要な点だと思っておりますのでございますが、発信をすると同時に、当然それを各国、ほかの国にも使っていただけるような形にする、あるいは国際的な議論の場にて提示してゆくことが必要です。

日本からの情報発信をするということ、それから、人材等も含めていろいろな交流が盛んになっていくような、日本が国際的な観点から求心力をしっかりと持てるような安全規制組織をつくっていくべきだと思います。ほかの国の安全規制の方もともに学び、研修をしていただくべきである、こんな観点が必要だと思います。

さらに幾つか国際性に関してでございますが、安全の研究の面でも最新の成果という観点をどういうように各国と比べながら進めていくのか。このような点を是非、国際性の中で考え、後で申し上げる機会があるかと思っておりますが、人材育成につなげていく。この辺をもう少し強調していただくことが必要であろうかと思っております。

最初の発言になってしまいましたので、簡単に3つの観点からコメントをさせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、続いて住田委員、お願いいたします。

住田委員

私は、この今回のたたき台に即してページごとにコメントさせていただきたいと思っています。

まず、1ページ目、1の4つ目のポツですが、「いわゆる安全神話に捉われ」のところ、高橋委員もこの表現について疑義を呈しておられましたけれども、私もその点は同様でございますとともに、安全神話があったということは多分それはそのとおりだろうと思いますが、その結果としてどのようなことがあったかという、幅広い視点に立ってのさまざまな研究成果等を取り入れることを怠ったのではないか。そういう視点がそういう意味では欠けていたのではないか。それが結果的に巨大津波に対しては余り考えていなかったのではないか。そういう意味で開かれていなかった、狭いところにいたということが1つの安全神話ないしは思い込みによるものだと、そこら辺の反省点はきちんと書いていただきたいなと思っています。

1ページの一番下の緊急時について「力を結集して俊敏に対応する上で問題があったとせざるを得ない」という問題意識はそのとおりなのですが、もう少しこの問題点について、今後出てくるとしますので、ここを書き込んでいただいた上で、それに対する対応策が後ろに何があるかなというのが実は非常に関心があったのですけれども、余り書き込まれていないような気がしますので、後ろにいきましてから申し上げたいと思います。

次は6ページに飛びます。情報公開の書き方なのですが、(6)でございます。例えば2つ目のポツなのですが、「国民の安全に直結する重要な情報は、どのような理由があっても、速やかに情報を公開することを原則とすべきである」という形で書いているのですけれども、原則の場合は例外を認めるのであれば「どのような理由があっても」と書くのは違和感がございます。もう少しそこはどういうことをポリシーとして持っているのか、しっかりと書かないといけないと思いますし、もし例外を認める場合があるとしたら、どのような例外があるのかもきちんと書かなくてはいけないと思います。国民のパニックを恐れてというのが今回、免罪符にならなかったと思いますので、そういう場合にはどういう具体的なものがあるかということを書き込んでいただかないと、情報公開に対しての不信感がまたこれで生まれるのを非常に気にしております。

7ページの下から2つ目のポツなのですが、「人と環境を守ることが原子力安全規制の基本安全目的とされている」という被害の書き方についてでございます。いろいろな書き方がされていまして、ここは人と環境なのですが、別のものでは「国民の生命、身体、財産の保護」と書かれています。法律的にはこの言葉が一番しっくりくるのですが、別のところでは8ページ(1)の1つ目のポツ、「国民の健康被害及び環境汚染等の防止」と書いてあるわけなんです。私は、この健康被害ということだけが1つだけ抜き書きされることについては違和感を覚えております。なぜこの健康被害という言葉を使うことが多くなっているかという、精神的な苦痛について取り除くための具体的な病気であるとか、けがであるとかを指し示すために健康被害という言葉を使って、意外とそれを限定するための健康被害という言葉が使われている例がございますので、それであれば「国民の生命、身体、財産に対する侵害及び環境汚染」と書いていただいた方が法律家としてはしっくりするという気がいたしております。

8 ページの一番下の「原子力安全と放射線安全を一元化し」ということについて、ここをもう少し打ち出すのかどうか。それから、次の核セキュリティ確保と核不拡散についてもしっかりと取り組むのであれば、もう少しそれに対する対応策も、後ろの方であるかどうか非常に気になっていますが、ちょっと薄いのではないかなと思っています。

10 ページ、(3)の原子力安全規制の安全目的でございますが、最初のポツです。これについても「過酷事故（シビアアクシデント）を起こさないことを目的にすることが考えられる」と言いますが、これは最大の目的であることは間違いないのですが、高橋委員もたしか書いておられたと思います。そのみならずの話ですので「目的とすることが考えられる」など当然のことであり、この目的をしっかりともっと具体的に書かないと納得感が得られないのではないかなと思っています。

そして、11 ページから今後の対策に入りますが、シビアアクシデント対策が2つ目の括弧にございますけれども、ここはかなり小さな話しか書いていない。それに対してはもっと組織体制とかトップの権限をどう書くのかなと思いましたが、12 ページの下から2つ目に「原子力災害緊急対策本部での役割」と書いてありますし、一番上には「危機管理体制及び防災対策の強化」というのが書いてあるのですけれども、権限とか責任とか、だれがどういう形で動かせるかという危機管理体制における組織図がどこにあるのかがよくわからないという気がします。今回も正直なところ、トップの動き方ないしはそれに対する情報の伝達の仕方にこれだけ批判がある中で、政治の中でも政府の中でも組織の中でも、原子力安全庁が独立して専門家を置くのだったら、そこに権限を持たせるのかということについても、提言としてはきちんとそこら辺をどうやったらいいのかというのをもう少し書かないと、そこをお任せしてしまうと、本当のことを言って、いいことは言っているけれども実際は動かないものをつくりそうなおそれを感じております。今回、その辺りの対応策が非常に不分明だという気がしております。

以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

では、鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員

まず、この提言というものが大体これぐらいの分量で最終的にどういうふうに使われていくことになるのかという辺りがもう少し、ある意味では的を絞った具体的な具体策を挙げていく方がいいのか、その辺、これからの整理の仕方もあると思うのですが、今回で最終案をおつくりになると考えてよろしいのでしょうか。

松浦座長

今日の試案に、今日いただいた意見を入れ込んで、そして、整理し直して最終案にしたいと考えております。

今、御指摘のようにどれぐらい書き込むかというのは実際難しいところはあると思います。それから、余りたくさん書くと、実は読んでもらえなかったということがありますので、ポイントは絞らないといけないと思います。

鈴木委員

議論の中でこういう考えもあったということがいろいろ散りばめられますと、逆にわかりにくくなる面もあるのではないかと、その辺が気がかりになります。

私はメモに主な点は3点ほど記させていただきましたが、この座長試案はこれまでの議論を大変要領よく的確にまとめていただいていると思います。文章に関しては、いろいろとブラッシュアップをこれからはなせることだろうと思うのですが、この辺の議論に付け加え、趣旨を強化させていただきたいところを少しここに記しました。

1番目は、原子力発電所に関する安全審査の内容として、これまでは構造基準を審査の中心に置いておられた。この辺は、これから変わっていく必要があるのでは。環境省のもとに入ることによって、例えばアセスメント、原子力に関してもリスクは完全にゼロにすることはできない。幾らそれに対して研修を積み、学習をしながら対策を高めていっても必ずどこが何かが起こるわけです。それに対して一体どう対応するかという意味で、最初の段階からリスクの影響のアセスメント、事故が起こったときに一体どこまで被害がどう及んで、どういうことになるのかという意味で一種の環境アセスメントも含んだ審査をしていかななくてはいけないだろう。これが1点です。従来とは多分大きく変わっていく、要するに、安全審査がカルチャーとして変わっていかなくてはいけないのではないかと。

2番目は「安全庁を環境省の外局とすることの意味」ですが、これは今述べたこと共通することでありまして、要するに、国民、住民の視点で原子力行政というものをきっちりと位置づけていく。これは、これまでのやり方とはかなり変わったものにならざるを得ない。変わったものにしていただかないといけない。ここには実は触れられていないのですが、先ほど関村委員もおっしゃった社会全体の仕組みがどう変わっていくのか。今までのように電力供給体制が9電力に集中した形で、東北でつくった原子力発電を東京に持ってくるという仕組みは今後あり得るのかどうかということも含めて国の在り方を考えていくということも重要ではないか。要するに、小規模分散という社会になったときに、一体そこで原子力はどういう役割を果たしていくのかということも国民としては関心があることであろうと思います。

3番目は、これも関村先生がお話になった国際性に関することなのですが、今は原子力については全世界が注視をしていて、同じ土俵で同じ基準で物を考えていかざるを得ない。したがって、国別に何かをとということをもう離れて、我が国が研修機関をつくるのだとすれば、それはもう国際機関にしてはどうか。あるいは安全審議会にしる、安全庁にしる、かなり国際基準で動いていくというものにできないか。国の機関をすぐに国際機関にと、これはなかなか難しいことはよくわかりますが、たとえば、IAEAの中にそれなりの仕掛けをきっちりとつくっていく。今までは、国際機関で決まったことに対し、日本側が受け身で対応する。そういうことであつたわけですが、今度の事故もある意味では世界で共有していくために大いに発信もしなくてはならない。そういう非常に重要な意味を持っていると思いますので、これをどう生かすしくみを創るのかをお考えいただくことが必要でしょう。

それから、安全研究というお話が先ほどございましたが、安全研究というのは、ここに挙がっているような安全のための研究も重要であります。これから新しい開発研究が興っていくときに必ず並行して、開発するものが実際に社会に実装されていくときにどういう影響を及ぼす可能性があるのかというアセスメントも含めて研究を行う必要がある。そういう意味で研究のカルチ

ヤーそのものを変えていかななくてははいけない。これが巨大科学の及ぼす影響に関して我々が今回の事故を通じて改めて学んでいることであろうと思います。

これは温暖化に関してもそうなんです。目に見えない非常に大きなものが結局、人類の将来の生存可能性に影響を及ぼしてくる。結局、我々が将来を考えていく上での制約条件は何かということを考えることが必要です。リスクの大きいものに関して、きっちり評価をして、あるいは予測をしてそれに対するマネージメントをしていく。環境の方ですと Precautionary Principle、要するに、将来に対するある種の予防的な措置をどうとっていくか、これが非常に重要なことなのですが、原子力においても是非、その辺の考え方を構築していく。それによって原子力行政の文化そのものを変えていかななくてははいけない、そう感じております。

松浦座長

どうもありがとうございました。

それでは、次に首藤委員、お願いします。

首藤委員

ありがとうございます。

資料1を拝見しまして幾つか気付いた点があるのですが、私個人としてはやや大きな点が2つ、やや小さな目の細かいところが6つございます。順に述べさせていただきます。

大きな点2つというのは、今日の座長試案のいずれも10ページに関わると言いますか、そこで私が気付いた点でございまして、偶然ですが、先ほど松浦座長からこの資料についての御説明をいただいたときの、座長としての基本的な考え方として冒頭に挙げられた2点と密接に関係しております。

1つは、10ページの(3)の第2段落目、安全規制の安全目的についてのところで気付いたのですけれども、ここにはシビアアクシデントを起こさないことを目的とすると書かれていますが、私は今回の事故も踏まえ、また先ほど座長御本人もおっしゃられましたように、発生防止だけが目的ではなくて、万が一それが発生したときにもその影響を最小限にとどめて、なるべく早く環境回復するというのもこの規制庁の安全目的ではないかと思っておりますので、そこは是非、欠かさないで入れていただきたいと思っております。それはここにたまたま「目的とする」と書かれておりますけれども、座長試案を含めた提言全体に関わる発生防止だけではなくて、拡大防止と影響緩和という、どんなに努力をしても発生するかもしれないから、それに対しても備えますという非常に重要な思想だと思っておりますので、そこは是非、入れていただきたいというのが1点目です。

大きな点の2点目は、その下のバックフィット対策で記載されているところで私が気付いたことなのですけれども、このバックフィット対策のところも含めて全体を通じて規制をするということ、しっかりと厳格な規制をするということが、ともすれば縛り付けて、縄を付けてこちらの方向に動かすと言いますか、そんな雰囲気はどうしても漂っております。私はヒューマンファクターをやっています、人というのはそうやって外から強制をされて動かされるだけでは難しい。それよりも自発的にそちらの方向に動いていくようなことを誘導する方がより効果的だと、自然にそのようにいくことが有効だと思っております。座長が先ほどおっしゃられた実効的な安全規制という意味でも、縛り付けて動かすというだけではなくて、安全性を向上する活動がきちんと評価されて、それをやるのが事業者としても得になるような、あるいは認められて高い評価を

得るような、そのようなことも必要だと思しますので、その観点を是非とも入れていただきたいと思ひます。

あと、やや細かい点はページを追って申し上げたいと思ひます。

最初が6ページでございます。(6)の真ん中辺、3つ目の中ポツの中央に「パニック」という言葉が出ておまして、ここに非常に違和感を覚えました。パニックというのは災害心理や災害社会学の分野で明確な定義もございまして、少なくともここに書かれているような状態のことを示すのではないと思ひます。ですので、もう少し用語に気を付けていただき、なおかつ(6)全体で挙げられている「透明性」の確保がこういった緊急時の、あるいは安全上重要な情報についてのみ情報の公開だけなのかなというのは非常に疑問でございまして、すべてについて皆さんに見えるようにするということが「透明性」という意味だと思ひますので、もう少し盛り込むべき事項を検討していただきたいと思ひます。

7ページに移ります。7ページの3.の3つ目の中ポツで気付いたのですが、ここで原子力安全審議会(仮称)が出てまいりまして、私の読み込み不足なのか、あるいは前提条件を承知していないことが理由なのかわかりかねますが、原子力安全審議会と原子力安全庁と2つがあつてということですか、その両者の関係がどうなのかということが冒頭からここまで読んできて、はっきり明示されていないように思ひました。ですので、2つ必要なら2つ作る、あるいは原子力安全庁の中に安全審議会をつくるのか、その辺りをはっきりさせていただいた方が読みやすいのではないかと思ひます。

その次が11ページの「シビアアクシデント対策」なのですけれども、先ほど住田委員もおっしゃられていましたが、私もこの部分が非常に特定の具体的なことのみ、全電源喪失のようなことだけを書かれていまして、何となく違和感を覚えました。むしろシビアアクシデント対策としては、特定のものだけではなくて、とにかく一生懸命弱点を探して行って、それに対していろいろと対策をとっていくということが大事でして、全電源喪失ですか冷却機能云々という、そういった具体的な個別のことではないと思ひます。そこのところをもう少し検討していただければと思ひております。

次々に申し訳ありませんが、その次が13ページです。一番上にERSSやSPEEDIについてその機能を抜本的に強化すると書かれております。これは大いに疑問でして、これの機能の強化そのものが安全性向上につながるのかというのは非常に疑問です。逆に、これがあつて、これに頼り過ぎて使えなくなったときに何もできなかったのが今回の災害対応の大きな問題の1つだと思ひております。ERSS、SPEEDIはそれなりの仕組みとしては、おおむねできておりますし、その高度化という検討もされていっておりますので、それを更に増すよりはその上手な使い方であるとか、その限界であるとかをはっきりと見極めることの方がより重要ではないかと思ひます。

最後2点が14ページにまいります。13ページの一番最後の行から14ページの一番上、JNESさんあるいはJAEAさんについて具体的な組織名を挙げて、ここをしっかりと連携したり体制を強化していくということが書かれているように思ひます。ただ、原子力安全庁という新しい省庁ができるに当たって、こういった協力連携先の体制そのものは既存のままでいいのかということも本来は考えるべきでして、ここに既存の組織名がそのまま出てきて、ここを強化すべきだと明示されることに個人的には違和感を覚えます。少しそこも御考慮いただければと思ひます。

最後が同じページの安全文化の浸透のところなのですが、3行目の真ん中より右側のところに「安全文化の徹底」という言葉がございまして。これは政府が出されたIAEA向けの報告書でもこの

ように表現されていることは十分に承知しておりますけれども「文化の徹底」という言い方に非常に違和感を覚えます。文化は徹底するものではないと思いますので、もう少し表現を考えていただければと思います。

以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、北村委員、お願いします。

北村委員

私は資料を提出してございますので、それに準拠してお話したいと思います。最初に飯田委員のものがあって、私のものは2番目になっていますね。そこでパワーポイントの縮約版をごらんに入れております。私は前回とあえて重複している部分で申し上げたいと思います。

1970年代から「技術と組織」論、「技術と社会」論は変わっているのに、日本の規制にそれが何ら反映されてこなかった。沈滞したと言うと非常に悪い言い方ですけども、できたものは非常に動かしにくいという固定バイアスみたいなものがあるわけです。それを超える仕掛けがないとだめだろうということを非常に強く思います。

具体例として、前回から Resilience Engineering という考え方を参考として示しておりますが、たまたま今、首藤委員がおっしゃった常に弱点を探して、それに対して新しく対策が必要なら講じていくという考え方が Resilience Engineering の基本にあります。環境もシステムも動的に変化するのだということが大前提ですので、そういう視点は今後とも盛り込まれるべきだろうと思っています。それが1点目。

そういう考え方と非常に密接につながるのがパワーポイントで言う2枚目のところです。そのところで Resilience についても Regional/National/international Resilience という話が、こちらの分野ですとほとんど常用というか常識的になっていて、そういうことを常に考えなければいけないのだという観点がある。つまり、原子力の問題を空間的に言うと、狭い範囲で考えるのではなくて広い範囲で考えていくし、影響を受ける社会的なインフラについても広くとらえなければいけないはずで、そこが従来の行政の仕組みで言うと、非常に縦割りがあつたりして難しいところだろうと思います。

ただ、2枚目の下から3行目のところに「Critical Infrastructure Protection and Recovery」という言葉が書いてありますけれども、こういう考え方は少なくともアメリカとヨーロッパの安全担当者の間ではかなり共通認識になっているように思います。私はそういう分野の実はプロではないのですが、原子力安全規制をやってこられた方々がこういう言葉に対して余り感度がなかったとするならば、それはちょっと問題だろうと思います。

1枚めくっていただいて裏側です。今日も原子力リスク論ということが幾つか御発言ありますけれども、そのところに漫画を描いておいたのですが、リスク論がいけないのではないですが、単純化したリスク論は問題だと思っています。リスクは災害の起こる頻度と災害の規模の掛け算だと言っているのですけれども、この図で言うと、○と△と×は掛け算すると同じところを示しております。つまり、年に10回程度、1回に1人ぐらいの犠牲者が出る事故が左上の○だし、同じように頻度を下げてきて、その代りに災害の規模を大きくしていく、そして、掛け算したら同じと

ころになる点をごらんに入れているのですけれども、恐らく掛け算が同じでも×で書いた領域、1000年に一度もしくはそれ以下しか起こらないが1万人以上死ぬ事故というのは許容されないと思えるべきかなと思います。リスク論でそういう議論はあるのですが、でも、一方で単純なリスク論をやってしまうと掛け算でやるので、それは自己矛盾になると思います。私は、×印の領域は許さないという現実に応じたリスク論が構築されてしかるべきだと思っています。

ここは詳細に入り過ぎるので、また議論が必要な部分かもしれませんが、前に戻って申し上げていることは、時代的に安全も、先ほど鈴木委員もおっしゃったかと思いますが、社会側も変化している。だから、従来許されていたものも許されなくなるということが大前提にして、社会も変化する、安全の在り方も変化する、であれば、それに対してキャッチアップできる仕組みを組み込んでおかなければいけないと思います。

今回の座長試案の中にも「最新の知見を取り入れて」という表現が何か所かあったと思います。それでいいのですけれども、実は昔の安全の考え方の中にも既に「最新の知見を取り入れて」という文言はあったように記憶しています。だから、こういう言葉を言って、それで美しい言葉に安心してしまって実効性が伴わないということが非常に問題なのであって、実効性を担保するための仕掛け、あるいは駆動力をつくり込む必要があると思います。それは大所高所から見た、この文書に書き込むのがいいかどうかは別ですけれども、とにかくそういう望ましい表現、望ましい属性を具体的な形につなぐ仕組みは絶対に必要だということは是非、何らかの形で見えるようにしていただきたいと思っています。

4点目は、前回も申し上げましたけれども、原子力の安全を原子力安全の専門家だけで考えるのは非常にアンバランスだと思います。いろいろな議論が過去にもあった。いろいろな段階で、そう言ったら失礼ですが、原子力のことをほとんど御存じない、でも、安全については詳しく御存じだという方が御発言されたときに、原子力業界内部でそういうご発言をどちらかというところと排除していくような傾向はなかったか。それは十分に反省して、分野の中にいる、業界の中だけで1を言えば10までわかり合う仲同士で勝手な議論をしてはいけないのだと思います。

なので、安全の問題についていろいろな知見を持っている方々、いろいろな方がいらっしゃるので、そういう方々とも連携できる安全の仕組みづくりであってほしい。したがって、うんと簡単に言えば、最新の知見という言葉に代表されるように、時間的に革新、イノベーション、リノベーションされるような規制。それから、領域的に他の領域の専門家と議論してもらって御理解いただけるような規制の在り方。その両方の要するに、オープン・バウンダリー、境界を開いていくということを考えて、いい方向に変われる仕組みづくりを前提にいただければと思います。

細かい点については、ここで申し上げないで後で事務局ベースでのメモを差し上げますが、大きく言うと、今のようなところだと思っています。

以上です。

松浦座長

ありがとうございました。いろいろと御指摘をいただきました。

それでは、次に川勝委員からよろしく願いいたします。

川勝委員

川勝でございます。

前回は目次案を提示していただき、今回はそれをもとに松浦先生と事務局とで文章に落とし込んでいただきまして、ありがとうございます。

前回の目次案は4章構成でした。今回は5章構成に増えています。最初の案では基本的考え方は5つでしたが、私どもの提言した透明性と国際性とを加えて、あわせて7つの基本的考え方にしていただき、ありがとうございます。

7つの基本的考え方は第2章にて、7節にまとめられ、それを受けて第3章では具体的対策が書かれています。しかし第2章と第3章とがうまく対応していません。基本的考え方の順序は、1) 独立性、2) 一元化、3) 危機管理、4) 人材、5) 規制とあり、それに6) 透明性、7) 国際性という順です。それを受けた第3章の具体的対応は6節の構成で、1節足りません。また、具体的対応の順序はほぼ基本的考え方の節にのっとっていますが、危機管理と規制とが一緒に書きこまれており、人材がその後に書かれています。

一番大切なのは危機管理と規制です。危機管理の担当は、来年4月以降は原子力安全審議会と原子力安全庁とで行うとのことですが、これは従来の原子力安全委員会と原子力安全・保安院の二元体制といいつつ、原子力安全委員会がまともに機能しなかった反省に立って、原子力安全審議会の独立性を担保し、国会承認という形での国民に開かれた格好になっています。しかし、日常で実質的に規制管理を担うのは原子力安全庁です。その中で大切なのはオンサイトとオフサイトとの両方です。一旦、事故が起これば、オフサイトが緊急対策本部になります。オフサイトについては3点ばかり短く書かれているだけです。代替施設を持つべし、地域との連携を深めるべし、専門家との連携も深めるべし、と。しかし、今日の配布の参考資料にありますように、オフサイトセンターの日常の点検業務が形骸化していること、また、オフサイトセンターの検査官も定員割れをして久しいこと、さらに現在、安全庁の人材を募集されているところ、問い合わせにとどまり応募がないとのこと、こういう深刻な状況を踏まえるならば、日常のオフサイトセンターの機能の充実に向けて、参考資料などをもとに、しっかり書き込む必要があると存じます。

つづく第4章は「中長期的な課題」と題され3点に分けて書かれています。第1点の人材は、第3章の人材の節に書き入れることのできる内容です。2点目は新規制ですが、検査制度の見直しとありますが、これは3章の具体的対応で1節を立てて書き込むことができます。3点目の地方自治体との連携・協力体制は、第3章のオフサイトセンターの項目に書き入れることができます。

このように、もう少しブラッシュアップして構成をきれいにする必要があります。確認しますと、7つの基本的考え方では、人材が4節目に書かれています。危機管理と規制とは続けて論じたほうがわかりよいので、5節目に置き、人材の後に、透明性と国際性をおけばすっきりします。第2・第3の章・節が対応するようにお書きになるのがよろしいかと存じます。

もうひとつ、このたび「おわりに」を付け加えられたわけですが、「おわりに」は、すぐ取り組むべき課題と中長期的な課題を分けて、もっと明確に書き込みになるのがいいと存じます。

すぐ取り組むべき課題の1つは勿論、予算でございますが、例えばオフサイトセンターは代替機能を持つところを定めなければならないということが書かれています。けれども、現時点でも代替機能は一応あるわけです。どこがということがもう想定されています。例えば、向こう30年で87%の可能性で起こると言われている東海地震の震源地の真上に立つ浜岡の場合には、2.3kmのところにおフサイトセンターがあり、29kmのところ、代替機能は、県の磐田総合庁舎の中の2階に置くことになっています。その2階を見に行きました。その管理をしている危機管理の

所長が、ここはオフサイトセンターとして使えませんかとはっきり言っている。ファックスと電話しか置いていない。ここは通常の災害が起こったときに消防団等々が入るところで、オフサイトセンターに必要な ERSS あるいはその他のいろいろな計器やデータを表示するものがありません。ましてや 200 名の方が国から来られたときに入るところがありません。

そうしたことが分かっておりますので、すぐに準備にとりかからなくてはなりません。それにもかかわらず、今回 160 億円ほどの予算を要求されるにとどまっています。最初に取り組むべきことがあるとすれば、一番危険度の高い浜岡に、これからオフサイトセンターの代替施設をつくるにしても数十億かかります。従来の予算を原子力安全審議会と原子力安全庁に振り替える形で今回、予算が計上されているのですが、これでは名称が変わり組織の在り方は変わっても、実態としては変わらないということになります。インパクトがこのままでは小さい。実際は獲得できなくても、ゼロが 1 つ増えるぐらいのつもりで、オフサイトセンターでは、研究機能をもたせ、給料はこれだけだ、研究もできる、研究対象はすぐ近くの発電所にあり、そこでは国際的な応募もかけて国際性を担保するなど、実行課題を明示してください。オフサイトセンターと原子力安全庁とが常時緊密な関係をもっといないといざというときに備えられません。安全審議会と原子力安全庁と、そのブランチとしてのオフサイトセンターとの関係がこのままだと今まで通りで、単に文章でつじつま合わせをしたにすぎないのではないかと存じます。

以上、ブラッシュアップしていただくのに、構成をもう一度、特に 2 章と 3 章を対応するようにしていただく。それから、4 章の中身は中途半端で緩いので、3 章の中に書き込むことができる。5 章については優先順位を明確にし、それが実現されるかどうかは別にして、予算が必要な短期的課題について、強くこの顧問会議として提唱する。そのような形にしていただくと、かなり力強い提言になるのではないかと存じます。

以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

では、井川委員、お願いします。

井川委員

皆さんから実効性を伴うということが言われていまして、私もそう思います。座長の試案を拝見しまして、理念が多くて、実効性を伴う組織、制度についての比重が少ないのかなという気はしております。

その観点から言うと、3 点申し上げたいのですが、1 点目としては、事故調の結果も出ておられないし、事故も収束していないという現状の中において、前回も申し上げたのですけれども、余りにも大風呂敷を広げているいろいろなものをやるというのは無理があるのではないかとすることは改めて繰り返したい。今、必要不可欠のもの、何を短期的にやって何を中長期にやるのかというのを切り分けないと、政府としての危機感が欠如しているのではないかと思われかねないと思うわけです。

必要不可欠のものは何かといえば、今の保安院のやっている業務。これも危機管理だとかセキュリティの一部も入っていますけれども、そういったものであるということ。それから、今回の事故を踏まえれば、オフサイトセンターも含めた放射線モニタリングとか今、文科省が一部やっ

ているものについて、いかにしてこれを強化し、統一的にやるのかということ。もう一つは、安全研究。これは、長期的な廃炉も含めたいろいろな廃炉研究、それから、放射線の研究も含めたいろいろなものをやらなければいけない。

恐らくこの3つが一番重要でして、ほかのものまで余り手広に広げて省庁間の、これは霞が関の新聞記者として見ていると、こういうときには各省、予算と人事と制度のいろいろなことの権限の取り合いをやるわけですけども、余りそういうことに展開してしまうと、何をやっているのかよくわからなくなってしまうということに危機感を感じます。

特に座長試案を拝見して、一番懸念するのは原子力安全審議会なるものの位置づけが、三条がどうのと前の方には書いてあるのですけれども、後の方にはどうするのかさっぱりわからなくて、これは政治的なこともいろいろあるのだろうと推察はいたしますが、参考資料2を見ると、運輸安全審議会と同じで原子力安全審議会は事故調だけをやるということになっていて、かなり混乱しております。ただし、この辺について一定の考え方は整理してやらないといけないのかなという気がします。

座長試案に書かれているとおりでとすると、かなり日常から離れて見るのだというのですけれども、日常から離れた仙人みたいな人が安全庁の業務をやってもしょうがない、監視していてもしょうがなく、今の安全庁から事務方を取った組織をつくって何をやらせるのだという気はしますので、大いにここはもう少し詰める必要があるのではないのかということが1点です。

もう一点は、全体を通して環境省のことを余りにも、スーパーマンだかウルトラマンみたいに非常に立派な役所なので、そこに持っていくという趣旨になっているのですが、立派なこともいっぱいやっているのですけれども、どの省庁もいいところも悪いところもみんなあるので、人間と同じでして、ここまで書いているのはいかがなものかなという気もします。

先ほどの繰り返しですけども、基本的には制度と組織をどうするか、どの役所がやっても、どの大臣が来ても、どの政務官が来ても原子力の安全が国民のために一番よくできるというのが重要であって、霞が関の風習を見ていると、独立性というものがあるということは、やはり人事と予算なんです。安全庁の人事をどこまで独立してやるのかというのは一番重要でして、今までの保安院等を見ていると、保安院に転勤した職員の方は早く保安院から出たいということで、どうしても経産省の顔を見て仕事するようなことがあるわけです。今回も環境省に置いたときに、環境省からどのぐらい人事が管理されるのかというのは安全庁の業務について非常に、つまり「おれの言うことも聞かないと安全庁に飛ばすぞ」と言われて環境省の職員が仕事をし、逆に「お前、おれの言うとおりにやったら、環境省に行かせてやるぞ」ということをやっていると、これはどうしようもないと思います。そこら辺をきっちり分割してほしい。

環境省は、独立性の書き込み方について規制と推進に分けていると言いますが、今は、廃棄物について環境省はある意味、廃棄物行政を推進する立場なんです。その切り分けがうまくできていないような気がします。環境省が今回の廃棄物の特措法をつくるときに、散々これまで環境省は（放射性廃棄物を除く）と言って、我々は阻害されてきたみたいなことを宣伝されておりますが、経緯を聞いて見ると大分違うんです。もともと厚生省が産業廃棄物をやっていたときに、酸化チタンの廃棄物の問題があって、厚生省、労働省として、むしろ放射性廃棄物に我々は関与したくないということで、自ら乗っけていたという経緯があるわけです。それによって、チタン廃棄物も放射性物質が含まれていますので、この難しい問題から距離を置いたのかなとか、そこら辺の経緯はいろいろ解釈はあるようですけども、そういうことがありました。事業を進めてく

という観点から言うと、環境省が廃棄物についてかなり、場合によっては中立的あるいは独立的にやれるかどうかというのは安全庁との関係でいろいろ考えなくてはいけないことがほかにもあるわけで、そのこの部分の制度をしっかりとしてほしいと改めて思います。

もう一つ、3点目ですけれども、先ほど来、リスクとかいろいろ話がありますが、今の決定論的な規制でも、よく見ていると、解釈が難しかったり政治の関与があったりして、いつもふらふらしているということがあります。理念はいいのだけれども、実際の運用上でいつももめるといのがあり、私も、規制のいろいろなところにいると、外野がいろいろ言って、早くしろだとか遅くしろだとか、いろいろなことが起きているという現場を何度か見たことがありますので、出るところに出て最後は闘う、最後はきっちりさせるというシステムが必要だと思います。

特に今回、性能目標であるとかリスクだとか、いろいろな解釈上の問題が出てくると、厳格に法に基づいて、あるいは規則に基づいて運用するというときに余りにもふらふらしないということが非常に重要でして、特許庁とかそういうところを持っている審判制度みたいなことですか、専門的なことについてきっちり解釈をはっきりさせるというシステムが必要なのではないかと思うわけです。それをやらないと、ここで幾ら目標を高くしてもなかなかそれに対する実効性が出てこないのではないかとということで、審判制度みたいなものを中長期的には是非とも検討していただきたいというのを、4. なのか章立てはよくわかりませんが、是非とも検討の中に入れていただきたいと思うわけです。

以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、飯塚委員、お願いします。

飯塚委員

私は2つ申し上げたいと思います。

1つは、先ほど北村先生からお話があったのですけれども、リスクについての考え方を変える必要があると私も思うということです。私自身、事故が起きて一番困ったなど思ったのは、これまでリスクは工学的な考え方では発生確率と致命度の積で考えるとしてきたことが間違っているのではないかとということです。直観的にそれではまずかろうということは何となく感じていました。まず、発生確率というものは、そもそもそんなに正確に推定できるわけではありません。よしんば正確に推定できても、現実には致命的なことが起きる可能性があるときに掛け算して値がそこそこだから、何もしなくていいかということはないはずですが。この辺りの基本的考え方をそもそも変える必要があると思います。それをきちんとしておかない限りは、どのような組織体制をつくらうとも、そこで使命を果たす人たちの価値観を左右するものですから、とにかくこのことで迷いが生じないように思想を整理しておく必要があると思っています。

対応に関しても同じように基本的考え方を再整理する必要があります。発生確率は低いけれど起きるかもしれないことに対してどこまでの備えをするのかについての基本的な考え方を再考しなければいけないと思っています。今回は地震、津波が原因ですが、飛行機が落ちるかもしれないし、テロが起きるかもしれないわけで、何かの理由で何か起きた場合に、それが許容できないものであるならば、どれだけの備えをしておくかという設計思想をもう一回見直す必要がある

と思います。これをきちんとしておかない限りは、どのような体制をつくっても結局その体制が生きてこないと思います。いかに分離、独立しようとも、いかに一元化しても、そこで考える頭脳、価値観そのものが少しずれていけば、違った決断が下されるわけですから、この辺はしっかりしなければいけないかと思っています。

実は、この辺のことは座長試案の中に書かれています。規制強化のところに最新の知見を持ってやるとか、危機管理をちゃんとしなくてはいけないとか、シビアアクシデントに関する対応もやらなければいけないと書いてあるのだけれども、そのような価値観をきちんとしてことによって、リスクに関する考え方をきちんと変えることによって、ベースをきちんとしてやると直接的には書いてありません。この辺りを強化する必要があるかなと思っています。

2番目は、1章と2章のつながりについてです。2章で7つの改革の基本方針が挙がってきます。これらがどういう必然性を持っているのかを説明できればよいのにといい感じがします。今回の一連の事象から、さまざまな教訓とか課題を認識し、これを受けて改革案を考察しています。その骨子に、新しい体制として安全庁というものをつくろうとしている。その安全庁及びそれに関連するさまざまな体制は、特定できた課題に 대응するために全体としてある種の能力を持たねばなりません。その能力を保有し運用できるようにするための基本方針として7項目挙がってくるという形で説明できないかと思っています。こうすれば、何のために何を狙って7項目を柱にするのかが見えるようになると思います。

先ほど川勝委員からきちんと筋を通してというご指摘がありましたが、7項目の導出のところで、現況をどう認識し、だからこんな体制にしなくてはいけないという、つながりのところをもう少し論理的に書きたいなという感じがいたしました。

その点から言うと、前回欠席して大変申し訳なく、文書で意見は申し上げたのですが、組織体制に関することをいろいろ考えていますが、それぞれの組織が有すべき技術的能力をどのように最新のものにして、どのようにして正しい思想に基づいて活用していくかということについても考えなければいけないと思います。それを新しく7つに1個加えろと言っているわけではありませんが、どこかにこのことを織り込ませるか考えるべきではないかなと思いました。

以上です。

松浦座長

ありがとうございます。

では、飯田委員、お願いします。

飯田委員

私もメモを表裏で出しておりますが、必ずしも包括的なメモではないので、適宜、補足しながら、また若干後ほど、アップデートしたいと思っております。

全般には非常にこれまで出てきた意見をほとんど取りこぼさず拾っていただいていると思いますので、本当にきちんとまとめていただいたと思っておりますが、先ほどから皆さんの意見はほとんどいちいちうなずけるような御意見で、その御意見を更に反映すれば、非常によいものになっていくのではないかと思います。

1点目は、原子力安全審議会の性格がまだよくわからないということですので、幾つか考えてみたのですが、1つは今日、委員席上配付のみとなっておりますけれども、ドイツの倫理委員の

レポートは結構よくできております。これは先ほど北村委員であるとか飯塚委員がおっしゃったような、日本ではかなり矮小な工学リスクに限定されていたものが、それこそ『リスク社会』を書いたウルリヒ・ベックも入った倫理委員会は、この間30年近いある種の単なるリスク論というよりはリスク社会という大きな学問体系というより文明観が発展しているところも反映した考え方になっているわけです。もしこれを盛り込むのであれば、原子力安全審議会がすべてではないにしても、1つの部会なりミッションとしてこういう要素があってもいいのではないかと、ある種の具体的な御提案としてあります。

あとは名称として原子力安全規制委員会、これはマイナーなことなので、どちらでもいいです。

それと、できるだけ実効的、プラクティカルに考えていくと、国会同意人事というのは独立性ということでは往々にして適用されるのですが、ただ、結果としてこれまでの現実政治を見ると、国会同意人事のノミネーションそのものが政治的になっている。大体、海外のこういう専門機関はそもそもノミネーションのために選考委員会をきっちり設けて身体検査をして、それなりのコーディネイファイされた人が出てくる。その中である種のイデオロギー、政党の違いがあってもだれかが選ばれる、その違いはあってもいいのですが、それが表では政党間の駆け引き、裏では省庁間の駆け引きになってしまっているのは、結局は形骸化してしまうので、そこをもう一段掘り下げたことが必要なかなと思います。

これは先ほど井川さんもおっしゃったのですが、安全庁のところまでメモがいかなくなったのですけれども、安全庁の人事も非常に重要で、かつ、安全庁と安全審議会の関係は下手したら従来の保安院と安全委員会みたいにならないかという、この関係性も考えなければいけないなど見ながら考えているところで、これは追加のメモで考えたいと思います。

それから、閉鎖的な組織文化を変えるために1つの提案としては、国際的がキーワードになっているのであれば、いっそのことすべて国際公募というのもあるのですが、例えば1人は国際的委員にする、もしくは常任顧問みたいな形にするとか、日本村的な文化を変えるためには1つの手としてあるのかなと思っております。

その次は文章を間違えているのですが、要は日本で往々としてあるのは、委員は雲の上に座って、ここは結構自由に発言しているのですけれども、結局、事務局が全部やるという、「行わない体制の見直しが必要」ということです。結局、海外のほとんどの多くの組織、例えば最近できた再生可能エネルギーの国際機関などもあります、事務局長を選ぶのに相当身体検査をして、しかも、国際政治において1人の人が選ばれるわけですが、その人に相当なる権限を与えて組織をつくり、きちんとガバナンスを発揮するわけです。

日本の場合はどうしてもお座敷に乗ってしまう感じになってしまうというところが、結果としてふわふわして、しかも、その事務局が2年で代わる官僚とあちこちから来る出向者で、またその人たちも2年で代わるという形で、上も空洞化、そして実質も空洞化、あとはルーチンワークだけが進むという組織にしないために、どういう歯止めが必要なのか、雲の上の国会同意人事だけではなくて、実質的にその歯止めが必要なのではないかと考えているところです。

国際原子力安全研修院、ここだけ特出しをしてやったのですが、ここの予算が先ほどの予算になかったということ。それから、既存の機構や基盤あるいは放医研、こういったところからの予算の組換え、事業仕分けでもそういう意見が出たような、出ていないような、そこがないと、どこか真水から持ってくるというのはほとんど不可能だと思います。

更に、それを官僚組織にありがちな形骸化組織にしないためには、例えば福島現地に置いて、単なる研修院という閑古鳥が鳴くような仕事のための仕事ではなくて、現実の事故対応をリアルタイムにしながら、そこは国際的に開かれた機関でやっていく。それこそ、この機関そのものは国際的に一般公募をして、徹底的に開かれた組織体制にした方が、単に口だけ国際的と言うよりはいいのかな。この中に低レベル被曝、内部被曝の研究、調査、治療ができる組織を含めて、それは放医研のある部分を切り取って持ってくるような形というのがあるのではないかと考えております。

あと、シビアアクシデント。これは今日、いろいろな意見が出たので、私のものは部分的な意見ではあるのですが、1つのポイントとして「大臣の指揮の下で、政府一体となって迅速な対応」という言葉はいいのですが、実際には大臣は下手をしたら1年で代わって、非専門家かつ非習熟の方であることは明らかですね。今回の事故調の結果で政治家の振る舞いがどう出てくるかわかりませんが、明らかに非専門家、非習熟の大臣に指揮をさせるということは、その下でだれかが何らかの本来の指揮をとらなければいけないのですけれども、今回、私が知る限り3.11以降、現実にその指揮をとれた人もいなかったのではないかと推測ですけれども、その中である意味、まさに本当に政治家の方々がある種、右往左往しながら指揮をとられたというのが実態ではないか。

そういう意味では、つまり、全権委任の固有名詞レベルであらかじめ安全庁長官のもとか、FEMA的な組織をつくるというのが書いてあったので、官僚の定期人事異動の充て職ではない、そういう危機管理官的な人をあらかじめ定めておいて、いざというときには、その人が全権指揮をとるのだということが必要だと思います。

これは先ほどあった地域のオフサイトセンターも見てみると、連絡係みたいなことしかないのですが、今回も現地のオフサイトセンターでは実際に何が起きたのか右往左往している現状しか伺えないのですけれども、現地のオフサイトセンターでも一旦、事が起きたときにはこの人が全権掌握の責任者だという現地の責任者もあらかじめ定めておくというのが必要だと思います。

そのときに、今回の場合では東京電力ですが、原子力事故当事者は協力義務があるのだということは、ある意味、原子力のライセンスのときに念書をとっておく必要がある。今回の場合、すべて東京電力の責任のもとに行われていて、国が後ろに退いている感じがあって非常に今日に至るまで違和感があるというところです。

もう一つ追加で、実質、形骸化を防ぐためにはどうするかということで3つ、先ほどの海外の人、青い目を入れるというのが1つあるのですが、それ以外に3つあると思います。

まず、何が原因かという、大きな原因として日本の官僚組織、国という組織には拭いがたく権威主義があるのです。その権威主義が非常に余分な、無用な実効性を失い形骸化をして、文章をきれいにつくって、いわゆる霞が関文学をつくれれば実態があたかも埋まったかのような、先ほどの美しい文章ができるという話になります。それに対して権威主義を排するためにどうするかということで、まず、ミッションとして、市民のための規制、そういうものがしっかりと掲げられる必要がある。いわゆる国というものを背負うのではなくて、まさに国民のため、文章には散りばめてあるのですが、そのことは本当にミッションでちゃんと書くということ。

あと、数値目標をきちんと掲げられるものは掲げる。例えば雇用者の被曝の低減というのがあったのですが、集団線量被曝はしっかりと下げていくのだとか、それで実際に何ミリシーベルトになっていくのだということも事業者に与え、それをちゃんとお互いの共同パフォーマンスにし

ていく。国がえらそうにお前がやれと言って、事業者が一生懸命しこしこやるのではなくて、お互いの創造的な作業で下げていく。安全文化という抽象的な言葉でなくて、もう少し実効的な形にしていった方がいい。

現在、これからの移行措置というのは、この報告書の外を超えるので、ひょっとしたらアジェンダと違うのかもしれませんが、文科省との組織のつながを実際にどうするのか、保安院とのつながをどうするのかということは、もしこの会議で。

松浦座長

御発言中に済みませんが、あと、高橋委員にも御意見をいただきたいので、もうあと10分しか時間がありませんので、済みません。

飯田委員

では、あと30秒ぐらいで。

ここに書いてあるようなこと、例えば法体系の手当てとか電気事業法に含まれている原子力機器基準、この辺りも少し御検討いただければということで、あとはもう省略いたします。

松浦座長

ありがとうございました。

では、高橋委員、よろしく申し上げます。

高橋委員

遅れてきて大変申し訳ございませんでした。

それでは、時間もないので、簡単に申し上げたいと思います。私の資料に従って、今日、用意してきたものだけを申し上げたいと思います。

まずは、基本的なところは異論がないということでございます。その上で、あと意見があるところを述べさせていただきます。

Ⅱでございますが、気になっているのは「安全神話」という言葉がしばしば逆の意味で便利に使われています。ただ、それが絶対安全を意味するとしみますと、これは今まで原子力安全規制等にも携わってきましたけれども、別に絶対安全ということを前提に規制してきたわけではない、そこは余り誤解がない形で表現された方が良く、と思います。

②は単なる文言ですので、飛ばさせていただきます。2ページに移らせていただきます。

③ですが、ダブルチェックについて、廃止はやむを得ないだろうというのは前回申し上げましたが、ただ、その後で気が付いたことは、ダブルチェックが今まで担ってきた機能をやめたときにどうするのかという視点が要るのではないかとございまして。すなわち、伊方の原発訴訟の最高裁判決も、原子力安全委員会の規制をもって科学的知見が取り入れられ、手続がしっかりしている仕組みがあったから、裁判所は行政判断を尊重するのだと言っているわけです。それを取り払ったときに現行の意見聴取会を通じた審査とそれ以外の事実上の手続で、実際には、裁判的には、裁判所の審査に耐えられないと思います。そこはきちんと、規制手続をしっかりと、意見聴取会なりを位置づけていただくのも重要だと思いますし、更には許認可手続の手続をきちんと法的に整備していただくことがないと、裁判手続上、多分、裁判官も厳しくなっていま

すので、許認可関係の訴訟はもたないと思います。そのところを御検討いただければと思います。

もう一つ、あとからも関連しますが、これまでの先生方も、原子力安全審議会の位置づけがいま一つわからないとおっしゃっておられましたが、私もそうであります。今まで基準の設定とか基本政策の審議については原子力安全委員会を通して実施してきたわけでございますので、そこは、きちんと位置づけていただければありがたいと思います。また、審議会の事務局の話については、前回、申し上げましたが、残念ながら落ちておりますので、そこは無理に入れろとは申し上げませんが、もう一回御検討いただきたいということでございます。

3 ページに移りますが、ここは住田委員がおっしゃった話でありますので、もう繰り返しません。つまり、重大事故がないことが重要だ。外に漏れないからいいのではなくて、重大とされる事故についてはきちんとしないようするというのが第一の安全規制の目的だということを位置づけていただいた上で、法令上も明記していただきたい、というのが私のお願いでございます。

以上が座長試案に対する基本的な意見で、あと、付け加えたいのがⅢの④です。予算の話が川勝委員からも出されましたが、事前に出された資料を見ますと、今までの組織から持ってきたものの延長線上でどうだ、という話をされているのですが、今回は、開発から安全規制に移行するという話のはずです。その意味では、開発の予算からどれだけ移行してきたのかということが明確にならなければいけないと思います。ちょうど、事業仕分けがされておりましたが、これは歳出削減の話でやっているのですけれども、安全規制の方に予算を重点配分するという点で、どれだけ振興の側から予算を安全規制に持ってきたのかという大局的な予算の措置の話、是非、次回出していただければありがたいと思います。

4 ページですが、今まで検討されていなかったこととして気になるのは、原子力委員会との関係でございます。従来は同じ内閣府に置いてある組織で性格も似ていますので、相互の関係についてうまくやっておられたという気がします。しかし、組織が移って安全と振興が完全に分かれるということになると、これまでの原子力安全委員会と原子力委員会との役割分担を今までは阿吽の呼吸でやってきたものについて、明文化しなければいけないと思います。その意味では、実は原子力委員会は、安全に係る事項についてもいろいろと踏み込んだ御判断を出されております。よって、今後は安全に係る事項に関連して踏み込んだ判断をされる場合には、分離された組織である新組織の意見を踏まえる、その上で、安全に係る事項を踏まえて基本的な政策決定をしていただくということにならないと、多分、新組織がやりにくくなると思います。その辺で、分離に当たっては基本的な役割分担をしっかりと考えていただく。それを明文化していただく、ということが極めて重要だろうと思っております。

最後、繰り返しになりますが、安全審議会の位置づけについてです。明確でなかったのはなぜか、というと、原子力安全・保安院にも総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会という審議会があったわけです。原子力安全委員会しか今まで言及していなかったのですが、この審議会が担ってきた機能をどうするのかという検討がございませんと、いろいろな委員におっしゃっていただいたように宙に浮いた審議会になってしまいます。そこは、今までの資源エネ調原子力安全・保安の審議会が担ってきたものを、どう位置づけるのかということをしかり法令上も明確にして頂く、次回までに、この点をお示しいただければありがたいと思っています。

以上でございます。

松浦座長

ありがとうございました。

全委員の方々から、それぞれ非常に貴重な御意見をいただきました。一番最初に次回までにいただいた意見を盛り込んで最終案にしたいと思っておりますとは申し上げましたが、しかし、今日、いただいた意見をずっと伺いながら、これを全部入れ込んで整理をして、かなり平仄の合ったものにする作業は大変だと正直思っているところであります。しかし、いただいた意見の中で特に詳しく書き込め、あるいは明確にし、整理をしてはどうか、そういう点はかなりできると思っております。

しかしながら、今日の御意見でもかなり再々に御指摘いただきました原子力安全審議会（仮称）と呼ばれている、そのものの性格、役割についてあいまいだという御指摘がかなりありました。この点については、これからの作業でかなり難しいことではないかと思っておりますが、そういう点について特に次回、これをブラッシュアップしてほしいと思っております。今日の御議論を踏まえて、各委員の方からこういう考えはいかがかという御提案がありましたら、別に安全調査会あるいは安全審議会ということだけではなくても、作業を進めるわけでありますので、できればなるべく早くと言いますか、今週もそれほどあるわけではないのですけれども、2～3日の間でごく簡単でもよろしいから御意見がありますところは事務局の方にメールで御指示いただくと作業がかなり進みやすくというか、むしろ実際的になりやすいと思っておりますので、その点を是非、お願いいたしたいと思っております。私自身も事務局とは今週、金、土辺りでかなり集中的に作業したいと思っておりますので、是非、その点はよろしくお願いいたしたいと思っております。

この御意見をいただいた後で更に自由な御発言、御討議をお願いしたいと思ったのですけれども、もうその時間がなくなりましたので、その点につきましては、今、お願いしました追加の御意見をいただければ幸いですということで代えさせていただきますと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

鈴木委員

お願いというか質問に関わることなのですが、三条委員会というのが日本に幾つかございます。一体、我が国の場合、三条委員会がどう機能しているのか。具体的に例えば事務あるいはその大半の仕事が周辺にあるわけですが、そういう支援部隊と三条委員会との関係はどう運用されているのか。幾つかの三条委員会によってそれぞれ違うのだとは思いますが、あるいは国際性などにおいて三条委員会はどう機能しているのか。その辺を簡単にお調べいただくと、一体、ここで三条委員会と申し上げたところで全く機能しないのでは仕方がないので、ある意味ではこれからの時代にどういう形で進むべきか考える上で参考になるのではないかと思います。

松浦座長

それは次回までに調べて、次回に御説明することによろしゅうございますか。

鈴木委員

次回はもう最終案なのですか。そうでしたら、資料をメールでも委員の方にお知らせいただければと思います。

松浦座長

それでは、事務局でそのように図っていただければ結構かと思います。
高橋委員、どうぞ。

高橋委員

次回、最終回ということですが、規制についての細かな議論も1回ある時期にやるということをお聞かせいただいていたのですが、その機会はないということでしょうか。

例えば工認の廃止・運転許可への統一の話であるとか、いろいろなお話がパブリックコメントにあるわけで、この辺の議論はする機会があるのかどうかということをお聞かせ願いたい。

松浦座長

今の点では、事務局は。

森本室長

現在、検討させていただいている規制の内容について、メールでまた先生に御連絡をさせていただいて、それをごらんいただいて、またやりとりをさせていただければと思います。

松浦座長

この点は確認すべきだという、そういう点につきましても、なるべくメールで事務局にお寄せいただけると幸いです。そういうことで最大限の努力をしますが、次回になるべく後に疑義が余り残らないような、少なくとも提言書でありますので、それが全部法律作成の中で入れられるとはとてもそう申し上げませんが、しかし、この顧問会議としては少なくとも重要な点は落とさずに述べたということが証拠として残る形でまとめたいと思いますので、是非、よろしく御協力をお願いいたします。

<議題2：その他>

松浦座長

ということで、本日の会議は少し伸びましたが、以上で終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

森本室長

政務官からごあいさつをさせていただければと思います。

松浦座長

お願いします。

園田大臣政務官

今日は大変ありがとうございました。最後まで顧問の先生の皆様方の御意見を拝聴させていただいたところでございます。

冒頭、大臣からも申し上げましたけれども、まさしく皆様方が徹底的に御議論をいただいて、そして、それを私どもで受け止めさせていただいて、しっかりと新しい機関の構築に結び付けていきたいと思っておるところでございます。

今日、まさしく最初に座長からお話がありました、このとりまとめを終えた後、私どもが受け止める際には、今までの省庁間の権限争いであるとか、あるいは事務的な予算の争いであるとか、そういったことを乗り越えてやるべきだとおっしゃっていただいたと思っております。

まさしく細野大臣、ごらんいただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、昨日の政策仕分けの中において、そのことを明確に申し上げさせていただいたところでございます。もうそろそろ今までの霞が関文化というものを乗り越えた形でない、国民の信頼は得ることはできないのではないかという危機感の中で今回、私どももこの作業に当たらせていただいているところでございます。

引き続き、次回までに先生方からいろいろ御意見をいただいた上で最終的な顧問会議としての御意見をとりまとめていただければと考えておりますが、しっかりと今日の御意見もそれぞれ重要な御意見として私どもも受け止めさせていただいておりますので、次回際には大臣も恐らく時間を少しでもとって、皆さん方に更に活発な御議論をいただける状況の環境づくりに努力をしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

松浦座長

事務局から通知していただきたいことがありましたら。

森本室長

本日は本当にお忙しいところ、ありがとうございました。

たくさん御指摘をいただきまして、私どもの取組みにも受け止めさせていただいて、予算とか組織であるとか、あるいはさらなる取組みの中に盛り込ませていただきたいと思っております。

次回の顧問会議ですけれども、12月2日金曜日10時00分～12時00分を予定させていただいております。場所はここでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

<閉会>

松浦座長

では、以上で本日の会議を終わりたいと思ひます。

貴重な御意見をいろいろありがとうございました。

(了)